「復興ビジョン」から「復興計画」への移行

○「復興ビジョン」と「復興計画」の位置づけ

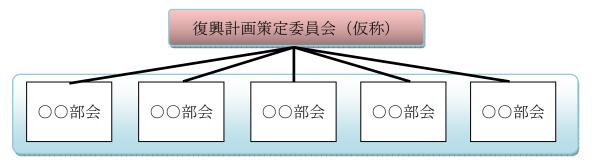
復興ビジョン

- ・復興の理念や基本方針、取り組みの大枠を示す。
- ・国に実現を求めつつ、町としても取り組んでいく。

復興計画

・復興に向けた具体的な取り組み、時期、目標を定め、復興を実現していく。

○「復興計画」の策定にむけた体制イメージ



- ・ 地域や施策、課題ごとの部会を設ける。 (例えば、住宅・インフラ整備、津波被害地域、高線量地域、産業振興)
- ・ 部会には、町民代表者・有識者・関係団体・関係企業・NPO法人、役場 事業実施担当課・県や国の担当者などが参加。
- ・ 各部会の代表者(部会長など2~3名)を復興計画策定委員会(仮称)の メンバーとする。
- ○復興計画策定委員会(仮称)での検討項目、復興計画に織り込む事項
 - 課題の精査、問題点の把握、解決策の模索。
 - ・各課題の解決に向けた具体的な取り組み、実施体制、時期、目標など。 (例えば、○年までに災害公営住宅の整備を行う など)
 - ・ 具体的な取り組みにおける工程表。(いつまでに、何を、どうする)

○その他

- ・復興ビジョン策定後、早期に復興計画策定委員会(仮称)を設置。
- 復興計画は、平成24年度に策定予定。
- ・復興計画の策定後には、必要に応じて取り組みや体制などを見直すことや、 復興計画の実施状況、目標を達成できているかなどの進捗を共有するような 仕組みを構築する。